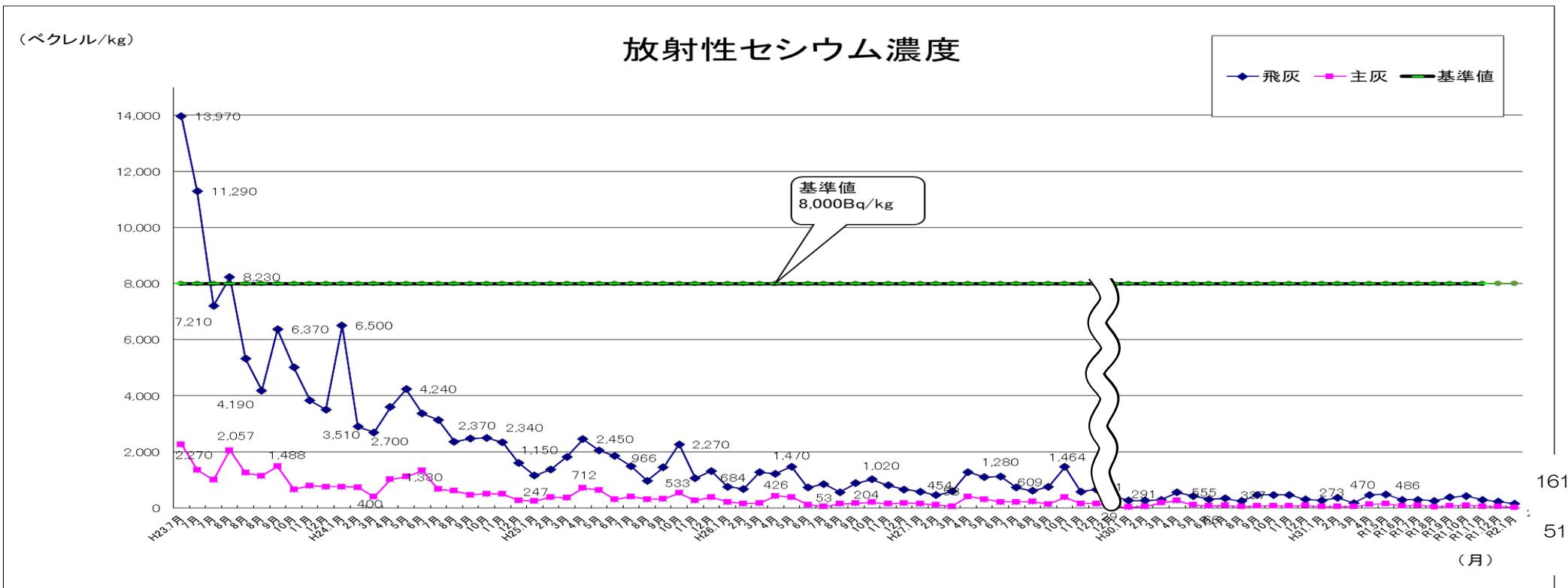


印西クリーンセンター放射性物質に関する報告

1 放射性物質の測定結果

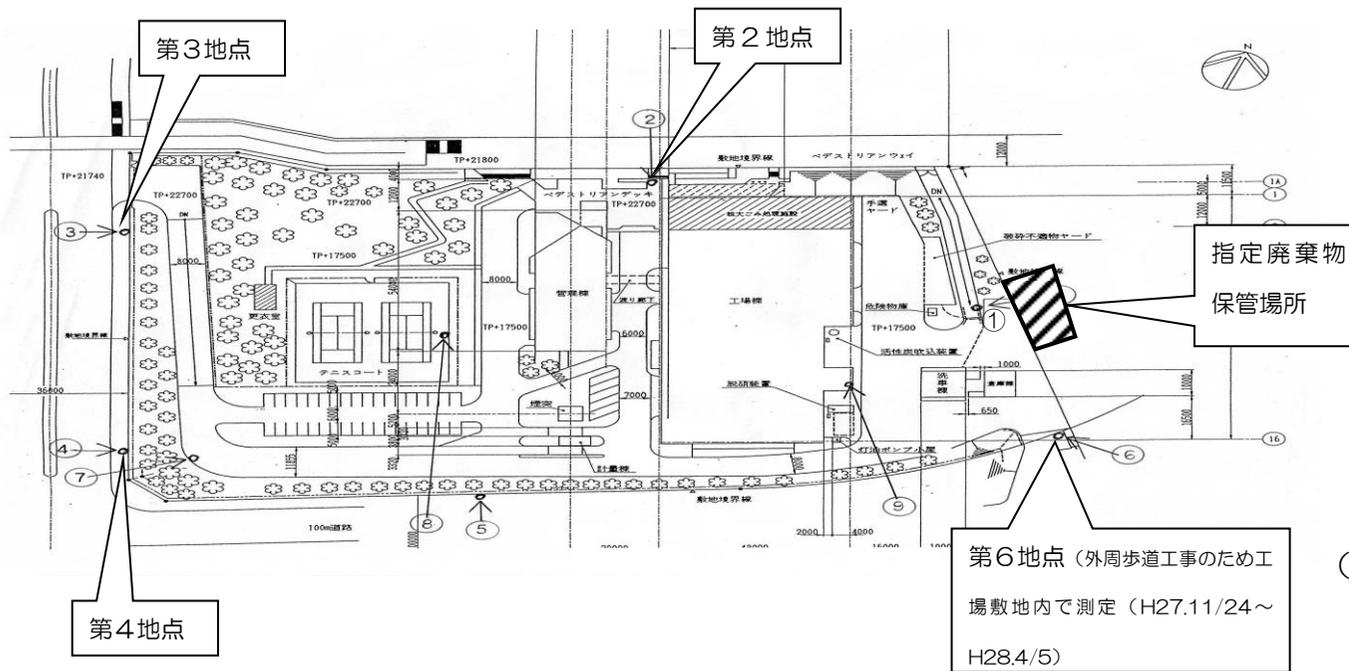
放射性物質汚染対処特別措置法に基づき月1回測定しています。

- ・焼却灰（主灰・飛灰）の放射性セシウム濃度の測定結果（セシウム134と137の合計値）



- ・排ガス中の放射性セシウムの測定結果（セシウム134と137の合計値）

| 測定月 | 炉別 | 測定容器 | 分析の結果 | 検出下限値 |
|---------|-----|------|-------|-------------|
| 令和2年1月 | 1号炉 | ろ紙部 | 不検出 | 2（134又は137） |
| | | ドレン部 | 不検出 | 同上 |
| | 3号炉 | ろ紙部 | 不検出 | 同上 |
| | | ドレン部 | 不検出 | 同上 |
| 令和元年12月 | 3号炉 | ろ紙部 | 不検出 | 同上 |
| | | ドレン部 | 不検出 | 同上 |



※指定廃棄物（飛灰）の保管状況について
 基準値（8,000Bq/kg）を超えた飛灰（平成23年7月、8月発生の指定廃棄物）は130tあり、今年度ドラム缶（252缶）をフレコンバックに梱包し、既存のフレコンバック（120袋）と一緒に、一時保管しています。
 この指定廃棄物は国が処分するものです。

第6地点（外周歩道工事のため工場敷地内で測定（H27.11/24～H28.4/5）

（測定位置図）

3 焼却灰の処理状況

放射性物質の測定結果により、基準値（8,000Bq/kg）以下を確認し、印西地区一般廃棄物最終処分場へ埋立処分しています。

（令和元年度：2月末現在）

| 令和元年度計画処理量 | 埋立量 | | |
|-------------|-----------------------------|---------------------------|-----------------------------|
| 5,467 t / 年 | 4月 403 t | 8月 366 t | 12月 561 t |
| | 5月 558 t | 9月 425 t | 1月 533 t |
| | 6月 534 t | 10月 552 t | 2月 436 t |
| | 7月 554 t | 11月 414 t | |
| | | 計 5,336 t | |
| | 印西地区一般廃棄物最終処分場 | | |
| | 埋立容量 402,200 m ³ | 埋立量 90,538 m ³ | 残余容量 311,662 m ³ |
| | 埋立率 22.51% | | |

資料 3

次期中間処理施設整備事業の進捗状況等について

1. 令和元年度業務の進捗状況について

令和元年度第1回環境員会（昨年6月29日開催）において、「令和元年度次期中間処理施設整備事業のスケジュール」を提示し、説明をさせていただきました。

元年度の進捗については、埋蔵文化財調査業務、施設整備事業基本設計・環境影響評価業務、地域振興策基本計画一部変更業務、地域振興策用地地盤透水試験業務、水道事業、施設用地管理業務は、おおむね計画通り進んでおります。

しかしながら、アクセス道路の設計業務や用地買収は、今年度見送りをしております。

2. 令和2年度以降の事業計画について

令和10年度の施設の稼働を目指し、埋蔵文化財調査業務、施設整備事業基本設計・環境影響評価業務などの業務を継続して進めていきます。

スケジュールにつきましては、令和2年6月開催予定の環境委員会におきまして説明させていただきます。

印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書に関する見直しについて

令和2年2月14日（金）に乙側委員代表者2名（1名欠席）と排ガス基準（水銀）の協定値について検討者会議を実施いたしました。

協定値については、法令で示された $50 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ を主張する甲側（組合）と千葉県内に独自に $30 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ と決めて操業している工場があることから $30 \mu\text{g}/\text{Nm}^3$ を主張する乙側とで、協議をしましたが合意には至りませんでした。

今後も協定値の決定に向けて、乙側委員代表者と協議を継続してまいります。

ICC-20200307-議題

回答は文書で

Q01-環境省の指定廃棄物の件

(1) 2018年12月20日に環境大臣に要望書を提出しているが、進捗はあったか。

(2) 2019年9月6日、組合ホームページに「指定廃棄物容器（ドラム缶）の梱包について」が掲載された。

(2-1) 番号が記入されているフレコンバッグはドラム缶を梱包したものであるが、その上にあるものは何か？

※ 指定廃棄物容器（ドラム缶）の梱包について

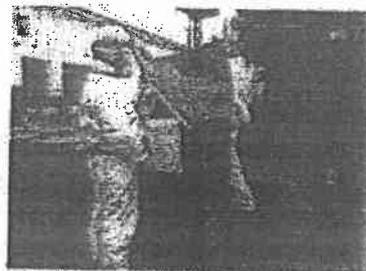
指定廃棄物については、毎年、国の立入検査（保管状況等確認）を受け保管していますが、ドラム缶の腐食劣化を防止するため、ドラム缶をフレコンバッグで梱包し安全かつ適正に保管しています。

- 梱包したドラム缶数量 252本
- 実施時期 令和元年6月22日から9月2日まで
- 作業中の空間放射線量測定結果

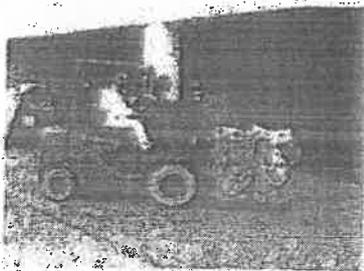
《作業写真》



梱包前のドラム缶搬出作業



ドラム缶への梱包作業



保管場所への搬入作業



梱包後のドラム缶保管状況

注) 保管容器のフレコンバッグ(120袋)は、劣化等がみられないため現状のまま保管します。

(2-2) 2019年10月25日、組合ホームページに「指定廃棄物容器（ドラム缶）の梱包について作業中の空間放射線量測定結果（*補足追加）」として、ドラム缶2段積み的事実が掲載された。

C地点は「C地点（作業場所）については毎時計測をする。」との記載があり、7月13日で0.169、7月23日で0.218、8月3日で0.172、8月10日で0.118、8月17日で0.142と高い数値を示しているのはいかなる理由か？（測定位置や測定方法に問題はないのか？）

(2-3) 「A・B地点については当日作業前と作業終了後に計測する。」と設定した理由は？

(2-4) A地点の測定結果は大きな変動が見られないが、B地点はより大きな変動がみられるのはいかなる理由か（測定位置や測定方法に問題はないのか？）

(3) ドラム缶の測定順序と結果を記載しないのはいかなる理由か？

昨年度のガス状水銀の定量下限は5マイクログラムで、問題外と思われる数値である。
 いかがなものか？

【問12】

検出下限及び定量下限の目安を教えてください。

下表のとおり、「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(第一次答申)」の別紙「排ガス中の水銀測定方法」の参考3. 精度評価において記載されている検出下限及び定量下限を参考としてください。

表 ガス状水銀及び粒子状水銀の検出下限及び定量下限 (単位: $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)

| | ガス状水銀 | 粒子状水銀 |
|------|-------|--------|
| 検出下限 | 0.03 | 0.0003 |
| 定量下限 | 0.11 | 0.0011 |

伊豆市 0.24 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ 3(7)100 → 0.11 0.0011

*「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(第一次答申)」の別紙「排ガス中の水銀測定方法」の参考3. 精度評価から抜粋。

28

Q05-環境委員会の会議録の作成が遅いのはいかなる理由か

環境委員会の会議録の作成が極めて遅い。遅い理由は？。明確に説明していただきたい。

Q06-印西市許可のごみ収集運搬許可業者が運行しているごみバッカー車の排気ガスが凄くて、すれ違った時でも気分が悪くなる状況である。改善してもらいたい。過積載はないのか？

Q07-過日開催された環境委員会で、図示または調査結果を回答すると説明しながら、全く実行されていないのはいかなる理由か。明確に説明していただきたい。

Q08-表2) ①排出ガス測定結果と組合ホームページの一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録が一致しないところがあるが、これはいかなる理由か？

Q09-ごみ質分析グラフの日付が表-9) ごみ質分析(調査測定)と異なるのはいかなる理由か？
 また、配布される資料のグラフがカラーでなく、白黒のため、区分が分かりにくい。
 白黒でもはっきり分かるように表示されたい。

○自治会側からの質問事項に対する回答書

| 質問事項 | 回答 |
|---|---|
| <p>1 環境省の指定廃棄物の件</p> <p>(1)平成30年12月20日環境大臣に要望書を提出しているが、進捗はあったか。</p> <p>(2)令和元年9月6日、組合ホームページに「指定廃棄物容器指定廃棄物容器(ドラム缶)の梱包について掲載された。</p> <p>(2-1)番号が記入されているフレコンバックはドラム缶を梱包したものであるが、その上にあるものは何か。</p> <p>(2-2)令和元年10月25日組合ホームページに「指定廃棄物容器(ドラム缶)の梱包について作業中の空間放射線量測定結果(＊補足追加)」として、ドラム缶2段階目の事実が掲載された。C地点は「C地点(作業場所)について毎時計測をする。」との記載があり、7月13日0.169、7月27日0.218、8月3日0.118、8月10日0.118、8月17日0.142と高い数値を示しているのはいかなる理由か。測定位置や方法に問題はないのか。</p> <p>(2-3)「A・B地点について当日作業前と作業終了後に計測する。」と設定した理由は。</p> <p>(2-4)A地点の測定結果は大きな変動が見られないが、B地点はより大きな変動が見られるのはいかなる理由か。測定位置や方法に問題はないのか。</p> <p>(3)ドラム缶の測定順序と結果を記載しないのはいかなる理由か。</p> | <p>(1)要望書の進捗について、2月18日に印西市に確認したところ、環境省からの回答は無いということでした。</p> <p>なお、令和2年2月21日に柏市長、松戸市長、流山市長、我孫子市長、印西市長の5市長は、現環境大臣に対し、国が設置する長期管理施設(処分場)早期確保などを求める要望書を提出しております。</p> <p>(2-1)指定廃棄物を入れたフレコンバックです。</p> <p>(2-2)ガイドラインに沿って測定したものであり、その結果です。</p> <p>(2-3)安全に作業が完了したことを確認するため、測定しました。</p> <p>(2-4)ガイドラインに沿って測定したものであり、問題ないと考えております。</p> <p>(3)空間放射線量の測定については、A地点から順に測定しております。</p> |

2 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録の件
令和元年10月25日、組合ホームページで「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録」が更新されているが、第三者機関による定期測定結果は全く更新されていないのはいかなる理由か。

2 ホームページの更新の確認不足でした。申し訳ありません。
令和元年11月25日に更新しています。

3 操業報告の件

(1) 操業報告の9ページの「表-8」排ガス中の重金属測定(調査測定)の表の中で(カルシウム、銅、亜鉛についてはJIS K-0083を準用した)という記載があるが、JIS-K-0083:2017ではカドミウム、鉛、ニッケル、マンガン、バナジウム、クロム、ベリリウム、ひ素及びセレンを対象としているのみで、カルシウム、銅、亜鉛は、測定対象としていないため準用はない、正しい表記に修正されたい。

(2) 2ページの「表-2」①排出ガス測定」の表の備考【測定方法】で、水銀(Hg)の粒子状でJIS-Z-8808 準拠(試料採取方法)と記載されているが、JIS Z-8808は測定方法ではなく試料採取方法であるので、修正していただきたい。

3(1) JIS K-0083を準拠して測定していますので、この表記に変更します。

(2) 「排出ガス測定」表の備考【測定方法】に「JIS Z8808 準拠(試料採取方法)」と記載していますが、次回からは、排出ガス中の水銀測定方法で示されている「環境省告示第94号」に変更しようと考えております。

4 水銀の測定の件

水銀の定量下限は、「水銀大気排出規制に係る水銀測定法等に関する説明会 排出ガス中の水銀測定について～水銀測定の留意事項とよくあるご質問～日本環境測定分析協会」に、ガス状水銀の定量下限値の目安は0.0011マイクログラム、粒子状水銀の定量下限の目安は0.0011マイクログラムと記載されている。

しかし、表-2)①排出ガス測定に記載の定量下限値0.24マイクログラムで、目安を大きく超えている。

昨年度のガス状水銀の定量下限は5マイクログラムで、問題外と思われる数値である。いかがなものでしょうか。

4 組合としては、測定業者へ確認し、基準値(50マイクログラム)の1/10である5マイクログラムを定量下限値として採用しています。

今年度は測定業者が変わり、0.24マイクログラムまで下げた定量下限値で、より精度が高い値ということで報告を受けています。

ご質問の資料では、定量下限値は参考として例示しており、定められたものではありません。

測定機器や報告書の作成方法については、測定業者により違いがありますので、ご理解いただければと思います。

| | |
|--|---|
| <p>5 環境委員会の会議録の作成が遅いのはいかなる理由か。</p> | <p>会議終了後の事務手続きに時間を要してしまいました。会議録につきましては、会議終了後、会議録センターに原案作成依頼をし、それから内容の精査をしています。事務スケジュールの管理が甘く、時間がかかってしまい、申し訳ございません。今後は事務内容を見直し、会議の開催通知送付前には、お届けできるようにまいります。</p> |
| <p>6 印西市許可のごみ収集運搬許可業者が運航しているごみパッカー車の排気ガスが濃くて、すれ違った時でも気分が悪くなる状況がある。改善してもらいたい。過積載はないのか。</p> | <p>具体的に排気ガスを感じた日時や場所が示されて無いことと印西市内には 23 社の許可業者があることから、どのパッカー車なのか特定できませんが、再度このような事態があった場合はナンバー等で特定をしていただきご連絡をいただければと思います。なおお当組合で委託している印西市内の収集業者は5業者ありますが、契約の際に法令の遵守や安全運航を求めています。</p> |
| <p>7 過日開催された環境委員会で、図示又は調査結果を回答すると説明しながら、全く実行されていないにおいて (1) 令和元年度第 2 回環境委員会において、次回報告するとした前年度と今年度の排ガス(水銀)の定量下限値が違い理由について。 (2) 次期施設のアクセス道路の図示について</p> | <p>(1) 測定業者が異なりますので、業者が所有している最新機器で測定しています。 (2) 前回、前々回の環境委員会において、アクセス道路の図面は、ルート等が決まり詳細設計が完了した後ご提示すると回答させていただいております。現時点においてもルート等が決められず、今年度、詳細設計業務を見送りましましたので、提示できる図面がございません。</p> |
| <p>8 表 2) ①排出ガス測定結果と組合ホームページの一般廃棄物処理施設の維持管理に関する記録が一致しないところがある。これは、いかなる理由か。</p> | <p>排出ガス測定結果は分析業者による測定した値で、維持管理に関する記録は当クリンセンターの連続分析装置で測定した値になります。</p> |
| <p>9 ごみ質分析グラフの日付が表-9 ごみ質分析(調査測定)と異なるのはいかなる理由か。また、配布される資料のグラフがカラーでなく、白黒のため、区分が分かりにくい。白黒でもはっきり分かるように表示されたい。</p> | <p>ごみ質分析グラフ作成の際に誤記載をしてしまいました。会議資料のとおり訂正いたします。 資料のグラフについて、色の配置などを試してみましたが、ごみ質の割合が少ない項目もあり、白黒での表示には限界があります。分かりやすくなるように、紙類と厨芥類の境界に線をいれました。今後も表示については、工夫してまいります。</p> |

10 生ごみ処理で発生する汚泥の廃棄状況

(デイスポージャーの排水処理部から汚泥や個体を受け入れしているか)

印西クリーンセンターでは、デイスポージャーの排水処理システムからでる汚泥等の受け入れはしておりません。また、印西地区衛生組合はデイスポージャー汚泥を受け入れていないので、当クリーンセンターには、し渣としても持ち込まれていません。